

平成 1 8 年 度 第 3 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日	時	平成 1 9 年 2 月 6 日 (火)
		午 後 4 時
場	所	大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

平成18年度第3回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成19年2月6日（火） 午後4時開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

○議 題 議第113号「大阪都市計画地区計画の変更について」
議第114号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」
議第115号「大阪都市計画地区計画の決定について」
議第116号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」

○出席委員 23名（欠は欠席者）

会 長	村 橋 正 武	委 員	永 藪 隆 弘
会長職務代理者 欠	松 澤 俊 雄		村 尾 しげ子
委 員 欠	飯 田 恭 敬		石 川 □ 爾
	岡 村 隆		大 内 啓 治
	角 野 幸 博		足 高 將 司
欠	北 村 隆 一		北 野 禎 三
	木 村 好 美		石 井 義 憲
	志 水 英 二		新 田 孝
欠	中 原 茂 樹		村 尾 政 利
	鳴 海 邦 碩	欠	奥 野 正 美
欠	藤 本 英 子		加 藤 正 武
	槇 村 久 子		小 玉 隆 子
	増 田 昇		高 橋 諄 司
	松 永 敬 子		明 石 直 樹
欠	盛 岡 通		稲 森 豊

○臨時委員 1名 沢 田 吉 和（議第114号）

開会 午後4時05分

○幹事（川田） それでは、定刻になりましたので、ただ今から平成18年度第3回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の方に申し上げます。審議中は、写真撮影、録音、録画はできませんので、撮影等される場合はただ今の間をお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に「会議次第」、「委員名簿」、そして本日ご審議いただきます予定の議案等の資料が5冊ございます。

まず、本日ご審議いただきます予定の議案書等といたしまして、議第113号「大阪都市計画地区計画の変更について」、議第114号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第115号「大阪都市計画地区計画の決定について」、それと「『大阪都市計画地区計画の決定』に対する意見書の要旨」、次に、特定行政庁による付議案件といたしまして、議第116号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」、以上5冊を置いております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

次に、今期から新たに委員としてご在任いただいております、今回初めてご出席いただきます委員の方をご紹介します。

お手元の委員名簿の方をご覧いただきたいと思います。大阪体育大学体育学部助教授松永委員でございます。

○松永委員 松永でございます。2回欠席いたしまして大変申しわけありません。よろしくお願いいたします。

○幹事（川田） また、本日は臨時委員といたしまして、議第114号に関しまして大阪府都市整備部副参事兼総合計画課長の沢田吉和様にご出席をいただいております。

これよりご審議をお願いいたしますが、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、議第114号につきましては臨時委員を含めまして31名中24名が、そ

の他の議案につきましては30名中23名の委員の方々がご出席されておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、報道機関の方も、この時間を持ちまして写真撮影、録画、録音を終了させていただきますようお願いいたします。

それでは村橋会長、よろしくお願いいたします。

○村橋会長 本審議会の会長を務めております村橋でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところお集まりいただきましてありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定によりまして志水委員と大内委員にお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、会議が円滑に進行いたしますように委員の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入らせていただきます。

本日の議案は、先ほど幹事から報告がありましたように、議第113号「大阪都市計画地区計画の変更について」、議第114号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」、議第115号「大阪都市計画地区計画の決定について」、議第116号「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」でございます。

それではまず、議第113号議案と議第114号議案でございますが、議第114号議案は、議第113号議案に関わる区域内において新たな都市計画の変更を行おうとするものでありますことから幹事より一括して説明をお願いいたします。

○幹事（北村） 本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局計画部長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第113号「大阪都市計画地区計画の変更について」及び議第114号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」につきましては、相互に関連した案件でございますので、これらを一括してご説明を申し上げます。前のスクリーンをご覧ください。

御堂筋は広い幅員と銀杏に代表される街路樹などの特徴を持ち、その沿道は大阪のビジネスの中核機能を担っており、今日まで広く市民やまちを訪れている人々に親しまれ、国内外に誇れる大阪のシンボルストリートとしての役割を果たしてきております。

本市といたしましても、これまで「御堂筋まちなみ誘導制度」など沿道の地権者との協働により、御堂筋の良好な景観を保ちつつ御堂筋の活性化に取り組んでおりまして、平成13年8月には、今回変更を行おうとします「御堂筋地区地区計画」を都市計画決定し、区域内におきましてパチンコ店、マージャン店などや性風俗店を禁止し、人々が集い、交流し、新しいビジネスや商業・文化が創造される舞台として、大阪のシンボルストリートにふさわしい風格あるまちなみの形成を図ってきているところでございます。

また、昨年10月には、行政や経済団体などで構成いたします「新しい時代の御堂筋協議会」におきまして、「御堂筋活性化アクションプラン2008」の中間とりまとめを行い、淀屋橋地区及び本町地区におきましては、土地の高度利用を図りつつ御堂筋に活力とにぎわいを与える新たな拠点「にぎわい拠点ゾーン」の形成を図ることといたしております。

本市では、大阪の都市再生という観点から、これまでの御堂筋の活性化に向けた取り組みをより一層推進するため、お手元の表紙の方に議第113号と記載されております議案書の11ページから12ページの説明図に掲げており、前のスクリーンの方にも同じ図面を示しておりますけれども、この中で示しております区域に関しまして、周辺のまちなみとの調和を図りながら御堂筋に活力とにぎわいを与える新たな拠点の形成を図るために、水都大阪のシンボルである中之島に隣接した淀屋橋地区と歴史のある船場の中心にある本町地区、この2つの地区に限りまして、今回、「御堂筋地区地区計画」を変更し、加えて新たに「都市再生特別地区」を定めようとするものでございます。

それでは、まず議第113号の「御堂筋地区地区計画」の変更につきましてご説明させていただきます。

先ほどの議案書、議第113号の議案書をご覧ください。その議案書の3ページでございますけれども、前のスクリーンにもございますように、「土地利用の方針」につきましては、淀屋橋地区及び本町地区におきまして土地の高度利用を図り、業務機能の更新・高度化を促進しますとともに、商業、にぎわい・交流、文化等の多様な機能を導入し、御堂筋に活力とにぎわいのある新しい拠点を形成することといたしております。

また、淀屋橋地区につきましては、水と緑豊かな環境で歴史や文化が感じられる中之島に隣接した立地特性を生かし、一体感のある良質な都市空間を創出することとい

たしており、さらに本町地区につきましては、歴史のある船場において、東西方向のビジネス軸である本町通での多様なビジネス活動を支え、先導する良質な都市空間を創出することといたしております。

議案書の4ページの「地区施設の整備方針」につきましては、御堂筋と本町通との交差点に面して、建築物の低層部に様々な人々が集う公共的屋内空間をそれぞれ約200平方メートル確保し、四つの街区で連携して、それぞれが機能的・デザインの的に調和することでのぎわいの創出等に寄与する交流空間を創出することといたしております。

「建築物等の整備方針」につきましては、まず、淀屋橋地区及び本町地区では敷地の共同化を図るなど、まとまった規模の開発を誘導することといたしております。建築物につきましては、御堂筋に面する部分はまちなみの連続性に配慮し、それぞれの地区全体で一体的に調和のとれたものとするとともに、高層部のデザインや高さについてもまちなみの連続性に配慮することといたしております。

また、歩行者空間につきましては、人々が歩いて楽しめるようなにぎわいを創出するために、緑とゆとりのある適正な規模の歩行者空間を整備するとともに、地下鉄駅からのアクセス性の向上や敷地内の東西方向への歩行者動線を改善し、周辺への回遊性を高めることといたしております。

駐車場につきましては、敷地内での十分な滞留スペースの確保や出入口を集約するなど、安全で快適な歩行者空間の形成に支障のない適切な配置・運用を図るといたしております。

次に、議案書の5ページにお示しをいたしております「地区整備計画」のうち「建築物等に関する事項」につきましては、淀屋橋地区及び本町地区におきまして、「敷地面積の最低限度」といたしまして2,000平方メートルと定めるとともに、「壁面の位置の制限」として、議案書11ページから12ページの「説明図」のとおり、御堂筋からは4メートル、土佐堀通及び本町通からは2メートル以上後退することと定めるものでございます。

続きまして、議第114号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更について」ご説明させていただきます。

表紙に議第114号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

この「都市再生特別地区」は都市再生緊急整備地域内で定めることができる地域地区でございまして、都市計画では容積率の最高限度及び高さの最高限度等を定めるこ

ととなっております。本町三丁目南地区は議案書の7ページから8ページの「説明図1」で詳細な位置をお示ししておりますけれども、先程ご説明いたしました「御堂筋地区地区計画」における本町地区内に位置しております。

今回、地区計画に定めます本町地区内の整備方針に基づきまして、都市再生特別地区を活用し、老朽化した建築物の建替えにより、御堂筋のビジネスゾーンにふさわしい業務機能を更新し、高度化を図りますとともに質の高い宿泊機能を導入することによりまして集客性の向上を図ろうとするものでございます。

また、先程ご説明いたしました地区計画に位置づけております公共的屋内空間といたしましては、前のスクリーンにお示しをいたしておりますけれども、御堂筋及び本町通り沿いに確保する公共的屋内歩行者空間とあわせまして、建物内の低層部に公共的屋内広場空間を確保することにより人々が集い、憩い、交流するとともに風格や落ち着きを備えた快適な公共的空間を創出しようとするものでございます。

また、公共的屋内歩行者空間として、御堂筋から敷地の中央に通る東西方向の歩行者動線を確保しますとともに、地下鉄駅からの地下接続の改善等によりまして、地区周辺への回遊性の向上などを図ることといたしております。これらの新たな都市機能の導入や公共的な空間整備等によりまして、地域の活性化と御堂筋にふさわしい風格とゆとりある空間の形成を図り、都市再生に貢献しようとするものでございます。

それでは、議案書3ページの「計画書」をご覧ください。

今回、定めようとしております内容は、「位置」が中央区本町三丁目及び南本町三丁目地内で「面積」が約0.5ヘクタールでございます。

「誘導すべき用途」につきましては、「一」ということで表わされておりますけれども、これは指定されている商業地域内で許容されている建築物を建築していくという意味でございます。

「容積率の最高限度」は1300%とし、「最低限度」を700%といたしますとともに、「建ぺい率の最高限度」を80%、「建築面積の最低限度」を2,000平方メートルとするものでございます。

また、「高さの最高限度」及び「壁面の位置の制限」につきましては議案書の方は9ページの「説明図2」でございますけれども、前のスクリーンの方に示しておりますように、壁面の位置などまちなみの連続感に配慮して、あわせてゆとりある歩行者空間を形成するよう、御堂筋側に道路に沿って4メートルの空地を確保するとともに中

層部として御堂筋側の高さの最高限度を50メートルに制限いたします。

また、御堂筋側の外壁より20メートル以上後退した部分につきましては、御堂筋からの景観に配慮して高層部といたしており、建築物の高層部分の後退距離に応じた高さ制限を行い、最高限度を140メートルに制限いたします。その高層部の高さの制限のイメージは前のスクリーンのとおりでございます。

なお、冒頭で申し上げました「御堂筋まちなみ誘導制度」を適用している区域におきましては、昨年12月に、関係権利者及び行政等で構成をいたします「御堂筋地区景観協議会」を景観法に基づき設立し、今回の地区計画の変更及び都市再生特別地区の変更と現行の「御堂筋まちなみ誘導制度」を踏まえまして、御堂筋の良好な景観形成に向けて取り組むことといたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 ただ今、幹事より説明のありました議案、議第113号議案及び議第114号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○稲森委員 大阪市会議員の稲森と申します。

今説明があったんですけどね、二つの角度から意見とご質問を申し上げたいと思います。

まず一つは、この審議会におきましても何回かの議論があったわけですが、最近、高層化が進んでおりまして、その安全性というものが問題になっておるんですけども、実は、これは去年の11月20日に、土木学会と日本建築学会が高層ビルの耐震見直しを提言ということで新たな見解を出してるわけですね。

これは、長周期の巨大地震による長周期地震動ですね、予想以上に強震が起こって、大きく損傷するおそれがあるということで、今後建物ごとに安全性を検討し、必要に応じて補強することが望ましいということで大都市でも中心に波紋を広げそうだという、そういう見解が出されているんですけども、計画調整局にお聞きしたいんですけども、このような学会におけます高層化に対するある意味では忠告ですね、こういうことについて基本的な見解、スタンスを、できればお聞かせ願えたらお聞きしたいと思います。

○幹事（川田） 今、委員ご指摘ございましたように、去年の11月に建築学会、土木学会から長周期の地震に対する建築物等の影響についてご提言がなされております。高層建築物そのものをもちろん否定されるもんじゃございませんし、60メートルを超える建

建築物につきましては建築物の安全性を確認するといった中で、一般の建築確認に先立ちまして、国の指定しておられますその指定性能評価機関におきまして、学識経験者とか専門家によります評定を受けると、そういったことになってございます。

その中で専門の方々が、種々の地震波の想定とか多様なケースを安全側で色々設定されまして、そこでその建物の安全性について慎重に評価をされていくと、そういった評価に基づいた上で国交大臣の方から安全性の認定を得ていくと、こういった仕組みになってございます。

そういった仕組みの中で、昨年出されているご議論なんかも色々今後検証なんかはされていくかとは思ってございますが、あわせて並行しまして、その防災性に関しましても建築防災計画評定委員会、そういったところで防災評定も受けると、こういった手続の中で建築物については安全性が評価され、建築確認がおり、工事に着工されていくということでございますので、我々としてはそう考えてございます。

○稲森委員 確かに技術的にはそういう計算上安全、当然だと思っんですけども、やはり世界の趨勢を見ましても、余り最近はむしろ高層化よりも安全性ということを重視して、世界の都市などでは逆に高層化から撤退するという動きがあると思うんですね。ですから、確かに有効利用という面は理解できるわけですけども、一方ではそれと比例して安全性の問題が出てまいりますんでね、やはりそういったことを全面的に肯定して、どんどんと高層化していくことを肯定するという姿勢は、私、いかがなものかと思います。

次に、もう1点でありますけれども、以前も淀屋橋におけます都市再生特別地区ですね、この議論があったんですけども、そのとき私も余り勉強というんですか、御堂筋の歴史など余り勉強してませんでしたんで、今回ちょっとまとめてこの御堂筋の歴史ということを一定程度勉強させていただきました。

それで、一般的に市民の皆さんも御堂筋といえばどういうことをイメージをするかというと、44メートル道路、銀杏並木、31メートルのスカイライン、こういう御堂筋をテーマにしたような歌もつくられてるわけですね。そういうことで、やはり大阪のシンボルとして非常にその景観を重視してる、それはもう圧倒的多数の市民の皆さんが同意されてると思うんですね。

それで、実はこれ見てみますと平成9年ですね、これは、資料は大阪市の計画局が1991年（平成3年）に発行されています「大阪のまちづくり一きのう・今日・あす」

というふうな文献があるんですけど、その中に、この間、大阪が大正14年に第2次市域拡張を実施してですね、我が国第一の人口を誇る大都市、また国際的な都市として躍進しつつあったということで、そのときに昭和9年の段階で、大阪駅前とかターミナル、中之島、大阪城周辺、御堂筋など125ヘクタールを美観地区ということで決められていますね。それと、実は御堂筋が完成したのはもっと後で1937年（昭和12年）ですね。

そういうことで経過があるんですけども、大きな流れとしては、昭和44年（1969年）に高さ制限じゃなしに容積率でもってこれを今後整備していくということで、商業地域については1000%、新都市計画法で大きく変容したんです。そのときに、実は1963年（昭和38年）建築基準法の改正により絶対高さ制限が撤廃されて、代わって容積地区制が創設された。そこで、容積地区制へ移行することによって、高さ制限というが、これが保証されなくなる。

そういうことで、このときに容積地区制導入の都市計画決定を審議した大阪府都市計画地方審議会が特別に容積地区制の導入は認めたものの、次のような附帯意見をつけておると。この中身は、御堂筋のように既成の建築集団が統一的な形態をなしている地区についてはこれを維持するよう、高さの制限等について容積地区施行と同時に必要な法的手続をとることと。このことによって撤廃されることによって、この31メートルのスカイラインが壊されることを心配して、こういうことをわざわざ附帯決議をつけてるわけですね。

こういうことを受けまして、大阪市はそれ以降新たに、1995年に「御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱」、これ1995年ですから今から約10年ちょっと前ですね、そこで、今の基本的な考え方であります道路境界線から4メートルの位置に壁面を指定して、建物高さは50メートル、なおかつ塔屋などで50メートルを超える場合はセットバックして10メートルについて認めると、こういう基本的な誘導政策を、まちなみの誘導基準というのを大阪市自身が決めてるわけですね。

しかしそれ以後、徐々にこれが都市再生特別地区ですか、これによりまして、淀屋橋では実は70メートルあると、今回はこの提案によりますと140メートルまで可能といいますと、そうすると、なし崩しのこういう形で、当初あえて都市計画審議会が附帯意見をつけたにも関わらず、それがなし崩しの壊されていると。今の説明の中でも、まちの連続性、景観の連続性ということを盛んに言われてるんですけども、あの

部分で140メートル建設されますと間違いなくこの連続性というのは破壊されるわけですよ。

だから、そこら辺を大阪市としては、こういった基本的な御堂筋に対する評価、これを変更されたのかどうかと。その上での提案なのかお聞きしたいと思います。

○幹事（川田） 今回の都市計画に対する我々の考え方でございますが、委員今ご指摘ございましたように、御堂筋は、確かに銀杏並木と広い幅員という中で、非常に整然とした建物がありまして、ファサードができています。それと高さ等も揃ってきていると、そういう象徴されたまちなみを持っておりまして、市民にも愛されて、かつ大阪のシンボルストリートということで、非常に誇りあるストリートであるということを認識してございます。

そのまちなみの形成につきましては、先ほどご指摘がございましたように、御堂筋の完成以降のいわゆる百尺制限から昭和44年に容積地区制に移行した後の行政指導ということで、高さを百尺31メートルに継続しながら制限を行ってまいりました。

その中で平成7年、先ほどもございましたが、そのまちなみ誘導の中で50メートルの高さに揃えていこうということで、行政も指導をしてまいりまして、それと平成13年には御堂筋の地区計画を定めまして、やはり御堂筋に風格あるまちなみ、それにふさわしいその沿道の建物を誘導していきたいと。かつ、そこに一つの単なるストリートでなく、人々が集って、交流して、そこから新しいビジネスとか商業が生まれていくと、そういった商業・文化が創造されるような舞台として御堂筋のさらなる活性化ということに取り組んできたということでございます。

今回その大阪が、今後活力と創造性に満ちたまちとして、より力強く発展していくためには、御堂筋のように建物の更新時期が来ている中で、こういった御堂筋における取り組みをより一層推進していきたいと。そして、魅力のある都市機能の導入、あるいはその質の高い都市空間をつくっていききたいということが我々の思いであり、そういうことが必要であると考えております。

特に、その本町地区については、大阪のビジネスを支えてきた船場の中心でもございますし、そういった歴史性でありますとか、東西のビジネスの通りであります本町通との結節になる拠点性といったものも持った地区でございます。加えて、淀屋橋地区については、水と緑があふれる中之島地区の特徴を生かすことができ、またその御堂筋へ中之島からゲートとなる拠点性、あるいはそのシンボル性といったポテンシャルを持って

る地区でございます。

そういった立地特性を生かしながら、我々としては、その新たな機能あるいは新たな空間的・景観的なランドマークといったものを創出して、世界に代表される企業、あるいは創造的な人材が集まるビジネスの中核としてもう一度その御堂筋のブランドを再構築していきたいと、こういった考えに基づいて都市計画を進めて提案させていただいているところでございます。

そして、今ご議論あるまちなみにつきましては、その御堂筋の誇る財産をもちろん生かして、その景観のイメージを高めていくといったことが必要と我々も認識してございまして、従来その御堂筋が一つの通りとしてのイメージが非常に強いまちなみでございましたが、そういったイメージを保ちながら通りと通りの交差点となる結節点やランドマーク等が互いに強化し合っていく、共鳴し合う関係を作り上げていくと、そういったことが望ましく、通りの特徴を踏まえた上で、結節点やランドマークを適切に配置していくことが我々としては重要であると考えております。

そういった考えに立ちまして、今回その御堂筋に沿った建物につきましては、その軒の高さあるいはその壁面線をそろえるといったこれまでの整然としたまちなみというのは継承していくということを原則としながら、通りの結節点であります淀屋橋、本町地区に限りましては、地区計画で定める公共的屋内空間を確保しつつ街区全体でまとまりのある広場空間をつくり、都市再生に資する機能を導入しつつ高度利用を図ることによって、御堂筋に結節点あるいはランドマークといった機能を配置し、景観をよいものにしていきたいと、かように考えてございます。

今後、こういった御堂筋の通りとしての景観に結節点の要素を強めるといったことで、市民や来訪者にとっても心に響く地域のイメージを強化できるものではないかと考えてございます。その景観、まちなみのあり方につきましては、建物の形態あるいは御堂筋の活性化に関する協議を景観法に定めるその景観協議会におきまして議論を深め、よりよい景観形成に努められるよう本市としても取り組んでいきたいと考えてございます。

○稲森委員 これは、認識の違いですんでね、私も押しつけるわけじゃないですけど、やっぱり圧倒的多数の市民の皆さんの目線で評価していかなくちゃいかんと思うんです。以前、中之島公会堂ね、西尾市長のときですか、あれを壊すという話が出ましてね、中之島を守る運動が起こりまして、磯村さんになってから国際集客都市の集客装置として見直しまして、莫大なお金をかけて再生したわけですけども。こういった、あの

ときも市長が勝手に、いかに行政庁の長であっても、市民の合意なくして中之島公会堂をつぶす権利はあるのかと、そういう議論もあったわけですよ。

だから、この今言われたようにランドマークとして高さを誇るようなことと、今まで市民の皆さんが、一番最初紹介したように御堂筋に対する価値を認めているそれとの、それは相殺できるのかどうかと。私はできないと思うんですね。

もう少し紹介しますと、平成の5年に、これは日本の都市景観100選という、これにも選ばれております。ここでの紹介というのは、戦前における我が国の都市の成熟を確認できる場としても貴重だということで、そういう評価されてるわけです。

それと、これは毎日新聞社の発行でございますけれども、御堂筋の景観ということで、屏風のように御堂筋の平面があって、そこにどういう建物が建ってるかということで、各々のビルを紹介してるわけですけども、ここでも最後に言われてますのは、大阪人の心のよりどころであり続けた御堂筋が新たに見直されつつある。通過する産業道路としてだけではなく、周りの景観と一体になって御堂筋の美しさを改めて検証する時が来た。御堂筋を抜きにして大阪が世界に誇れる街路は果たしてあるだろうか、ここまで書いてるんですよ。

だから、そういう御堂筋の持っている質を根底から、ここに限ってって言うておられるんですけどね、あれ、この計画によりますと、1分の1タンジェント1分の1やから、恐らく仰角が60度以上になるんです。そういう建物が建った場合、大きくこの御堂筋のイメージが壊れてしまいますし、それで今後、絶対にここがこれだけシンボルトワーとして一つつくるだけであって、将来つくらないという保証もないわけですからね。

もし、これやられると言うんでしたらば、前の都市計画審議会でも、それだけの特別の附帯意見をつけて決められてるわけですから、果たしてそういうことをこの場で市民の財産をそういう形で変質させるようなことを決められるのかどうかと。その点についてもう一度、御堂筋の質を変えるようなこと、これ、あえて今回踏み込むと、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○幹事（川田） 御堂筋の考え方につきましては、先程ご答弁申し上げたとおりなんですが、御堂筋が培ってきたそのいわゆる建物のファサードあるいはその軒の高さ、こういったものについては市民の誇れる財産でもありますので、そういったものを守りつつ、後ろに控える高層棟を我々がこれから拠点として、新たな創造的な人材あるいはビジネ

スなんかをつくり出す拠点としてつくっていかうという考え方でございまして、こういった考え方につきましては、地権者も含めまして、その大阪市関係団体等で作ります「新しい時代の御堂筋協議会」といったところでもずっとご議論もいただきまして、昨年10月にはその「新しい時代の御堂筋協議会」の「アクションプラン2008」という中で、にぎわいの拠点づくりといったものも非常に合意形成がなされたところでございます。

私どもも、そういった考えを片一方に持ちながら、都市計画としての御堂筋のあり方を今回その考え方も踏まえて、今回都市計画のご提案をさせていただいたところでございます。

○稲森委員 あえて私、こだわらせていただくんですけどね、これは確かに地権者というのは、それね、一定のそれだけの権利を持っておられるわけですけどね、先ほど言いましたように、単なる地権者の合意だけじゃなしに、やっぱりそういう大阪のシンボルと言われるようなことを変えていかうとするんならば、当然この市民的な合意というのが前提だと思うんですね。

それで一部の権利者、その今言われてるシンボルタワーとして、都市再生の核としてと言われてるんですけど、その保証はないですよ。今やもう右肩上がりの経済でないわけですから、これによって確実に大阪のシンボルタワーができて、御堂筋が活性化して、そういう保証がない中で、これは大きなリスクだと思うんですね。

それで、あえて最後にご紹介申し上げたいんですけども、これ、当時の關一市長が天守閣を再建されて、そこを大阪城公園として整備した「大大阪」という雑誌、昭和4年3月に關一市長がおっしゃってるんですってね。高層建築の増加のみを誇っている大阪市の将来は国民の墳墓があるのみである。これを救う道は都市の肺臓である緑地地帯を永久に保有することであると、そういう一言を残されてるんですけどね。やっぱりこの御堂筋をあえて、あのときは何か飛行場をつくるんかとか、何をするつもりやということで、大阪市民から批判があったわけですけども、そういう都市計画語った關一市長がそういう決意を込めてつくった、そういうのをこの場で大きく変えるようなことは私はできないと思うんです。

私も、都市計画審議会として、これ歴史的に残る審議会ですんでね、私は、個人としてはこの案には賛成できないと申し上げたいと思います。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○角野委員 簡略に3点質問させていただきたいと思います。

1点目は、今のことと関連するわけですが、御堂筋、今回の地区計画の変更するのは、この御堂筋の景観政策の中で、やはり大きく今までの流れとは違うものであるということは事実だと思います。百尺規制が50メートルになったときには、基本的には50メートルの高さでまちなみはそろえていこうという流れの中では同じであったわけですが、今回はその1本の中に一つのノードをつくるということを明快に出されてると思うわけです。

ノードをつくるということが、この大阪の市街地の活性化にとって重要であるという論理のもとで、そういうご提案をされてるのかなと思いますけれども、もしそうであれば、なぜあの場所にノードが必要であるかということについてのしっかりした説明が要るのじゃないかと思います。

つまり、大阪の都市構造はミナミとキタという二つのターミナルがあって、それを御堂筋が結んでおりまして、その間に船場地区という歴史的な商業の中心があったわけですね。そのところとえば、そのあたりに、その船場地区の再活性化のために、あそこに、あのあたりにノードをつくるべきであるということがもう少しちゃんと説明されなければ、御堂筋沿道の地権者だけではなくて、その裏側の地権者あるいは市民について、もう少しわかりやすい説明が要るのかなと思います。

要するに少し言いかえますと、あそこの本町の交差点が大阪の都市構造の中で今後重要であるということを明快に説明していただいて、そして今回の地区計画の変更によってどのような効果が期待されるのかということについてご見解を伺いたい、これが1点目です。

それから2点目は、この地区施設の整備方針に関してですが、公共的屋内空間を4つ合わせることによって、一つの広場といいますか、そういう場、ノード、結節点にするというお考えなわけですが、大きな幅40メートルの広幅員の街路を挟んでます。また本町通りもそこそこの幅があります。そういう道路を挟んで四つの屋内型公共空間が対峙して、それで一つのノードとして機能的にも景観的にも成立するためには、公共部分、つまり道路側からの整備というのも不可欠ではないかなと思うんですが、その道路側の、公共側の整備の指針についてはどのようにお考えなのかというのが2点目です。

それから、3点目ですが、その公共的屋内空間のデザイン及びその使われ方ですね。先ほどご説明の中で、その使われ方についての考え方、ご説明いただいたわ

けですけれども、その現在お考えになっておられる使われ方が、将来にわたってその民地の中の屋内的公共空間にちゃんと適用される、実施されるというような、その保証といたしますか、つまり公共空間の使われ方の担保の方法について、地権者に対してどのような説明をこれからされていくのか、どのように誘導されていくのかを伺いたいと。

以上3点でございます。

○幹事（川田） 1点目のなぜ本町、あるいは淀屋橋、かつそこに新しい機能を埋め込むことによって、大阪のまちが、まちづくりに効果がどう出るかという1点目なんです。御堂筋及びその先程申し上げました船場の地区というのは大阪の中心として長らくその大阪の発展を牽引してきたという地区でございます。特にその淀屋橋・本町間というのは、その御堂筋のイメージを最も顕著にあらわすシンボルエリアということで、船場の歴史・文化というものが詰まった地域であると、そういうふうと考えてございます。

しかし、御堂筋全体につきましては、キタとかミナミ、心斎橋界限といったところでは拠点的な開発プロジェクトがございまして、色々都市空間の充実などが図られておりますが、その淀屋橋、あるいは本町地区については、新しいビジネスの集積とともに、その風格あるビジネスゾーンに対して、文化・交流機能あるいは商業機能の導入というものが今後まだまだ必要になっておると考えてございます。

また、その淀屋橋地区については、先程のちょっと繰り返しになりますが、ウォーターフロントに位置しておりまして、歴史と文化の薫る中之島に隣接していると。それから中之島の顔あるいは御堂筋へのゲートといった表情を持たすことが非常に可能な地区でございまして、また、その本町地区については先ほどの船場の中心であるといった立地の特性がございます。こういった立地の特性を踏まえまして大阪の都市の再生を築いていきたいと思っております。

それから、特にその拠点といったものだけでなく、その船場周辺では、御堂筋沿道だけでなく、広がったエリアにおきまして、民間団体がさまざまなそのまちづくり活動をやっております。こういった地域のまちづくりの動きの牽引として、またそれと連携することによりまして、このエリア全体が活性化し、ひいては大阪の活性化につながっていくものかと考えてございます。

それから、2点目でございますが、公共的屋内空間といったものに対して、その道

路側も含めて公共側の整備の考え方を出していく必要があるのではないかというお話でございます。

この公共的屋内空間、これにつきましては、やはり単に一つ一つの街角の広場といったものではなくって、四つの街区全体として一体的にまとまり感のあるスクエアという機能が確保されるということが必要であると我々強く認識してございます。そういった中で、公共的、民間の敷地の中のいわゆる歩道、あるいはその歩道から4メートルセットバックした空間、あるいはこのたび指定しております公共的な屋内歩行者空間、あるいは屋内広場空間と相まりまして、その道路側につきましても、歩道の意匠でありますとか植栽の見せ方というものを、建物側から、あるいはその外側から建物に向かってどういった関係性があるかということも含めて、公共空間の充実についても今後その四つの街区で事業者、事業の計画を調整しております情報連絡会といったものがございまして、我々としても、そういう場を通じて、この四つの広場が一体となるような計画の調整を図っていきたいと考えております。

それから、3点目でございますが、広場の使われ方等将来にどういう形で担保していくかといったことでございますが、先程ちょっと申し上げましたんですが、この四つの街区で、今回南東角について都市再生特別地区ということでご提案を申し上げてるわけですが、この四つの街区のそれぞれの関係地権者、事業者が既に情報連絡会といった場をつくってございます。その中に、私ども先ほど申し上げたその公共的屋内空間、そして、それを四つを一つとした本町のスクエアといったものの考え方を、お示ししていきながら関係者との空間の使い方について協議していきたいと思っております。

特に、その屋内公共空間の広場の使い方については、単に人が集まってるということだけでなく、この広場空間については、人々がそこに来られ、ビジネスの交流をしたり、文化のコミュニケーションをしつつ、周辺建物の中のにぎわいの空間との調整をしながら、その空間が、いかに市民の方、まち行く人々から魅力あるような空間になるか、その辺の運営につきましても事業者と協議をし、よりよいものにしていくといったことを考えていきたいと思っております。

○村橋会長　ほかにありますか。

○鳴海委員　今回のこの提案は、先ほどから色々ご意見がありますように、御堂筋の歴史を変える非常に大きいご提案でございまして、文章の中には、こういうふうな誘

導するとか色々書いてますが、市として相当本腰で取り組まないと本当に絵に描いた餅になってしまいますので、今、角野委員と同じような質問ですが、繰り返し二つお聞きしたいと思います。

一つは、本町地区を御堂筋の新しい核にしていこうという、そういうお考えも、もちろん大阪の将来を考える上であり得るわけですが、その背後の空間ですよ。船場とかあるいはその空間、この地域、話を聞きますと、非常にちょっと衰退傾向にあるような話を聞きますけれど、そういったものに歯止めをかけるような市としての取組みを真剣に考えていただかないといけないわけで、地元がまちづくり活動をやってますとか、「せんばGENKIの会」とか色々あります。

それと単に連携とか、そういう皆さんがやっтерことをもちろん支援して連携するのは当然であります、今回のこの歴史を変えるような仕事について、もうちょっと積極的な姿勢を示していただかないと、通ったら後は地元にお任せなんていうことになると非常に悔いが残りますので、その辺のお覚悟をお聞きしたいのと、私は、船場センタービルが非常に大きい役割をここで果たしていると思うんですね。

本町地区が将来ともある船場の中心部として発展していくためには、この船場センタービルをどう位置づけるか。あそこでみんな一種の城壁になってますからね、この船場のにぎわいが船場センタービルを取り込むとか、あるいはそれを超えてお互いに南北がこう交流し合うような、そういう空間をつくっていかないといけないし、船場センタービルそのものが壁になってはいけないわけがありますので、そこも含んでこの本町地区にターゲットを当てるという考えは、そういうことも抱き合わせて取り組んでいただかないと、建物は一つ建てたけれど、それで長く引き続いて集客展開しないという、そういうことであれば困りますので、その辺についてお伺いします。

それから、もう一つは今の広場ですよ。それから、もちろんまちなみに配慮したデザインという点もそうですが、この連携してとか、新しい商業文化を創造するとか、にぎわいとかまちなみに調和したって書いてあるけど、それは大阪市の計画部がそれを末永く誘導する仕事をやるんでしょうか。誰がやるかというのは余りはっきりしませんので、やってるつもりというんであればちょっと困りますので、しっかりした、こういう体制で取り組んでいって新しい拠点をここに形成するんだという、そういうこの案がもし通ったとしたら、次はこういうふうに取り組んでいくというその具体的な、これも覚悟というか、やっぱり通ったから後はというんであれば困りま

すので、その辺、だれが実際その調和とか誘導とかそういうのを行うんでしょうか。

先ほど、協議会がそれやるというご説明もちょっとあったんですけど、協議会というのは非常にこういう大きい席になってるんだと思うんですけど、こういうところで誘導とかそういうことはほんまにできるかということ、物理的に難しいと思うんですね。その辺は一体どうお考えでしょうか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○説明者（高橋） 計画調整局企画推進部都市プロモーション企画担当課長をしております高橋と申します。

今、先生からご質問がございました、まず船場のまちづくり、どうしていくのかということでございますけれども、先生からご指摘ありましたように、船場エリアでは、この民間団体によるまちづくり、非常に活発化してきております。ご質問にありましたように「御堂筋まちづくりネットワーク」でありますとか、「三休橋筋発展会」あるいは「せんばGENKIの会」といような民間の活動が活発化しております。

ただ、今非常に機運は高まってきておるんですけども、もう一つ今まちづくり、あるいはそのまちの活性化、そこまでは運動としてはまだ不十分な点多々ございます。私どもこの特に本町地区につきましては、この御堂筋全体あるいはその船場を中心とした都心部全体が発展していくようなまちづくりを考えていきたいと思っております。船場で活躍されてる企業、あるいはまちづくりの方と私ども一緒になりまして、先ほど創造的な人材が集まり、交流し、新たなビジネスが生まれるような仕組み作りについて検討していきたいと思っております。

特に、こういったその検討につきましては、ハード・ソフト両面からの検討が必要と思っておりますので、ソフト面につきましては、私どもこういった都市再生プロモーション本部ということでございますので、まずプロモーションという視点から、一緒になってこの船場の活躍してる方を応援していったら、船場、創造的な人材の集まるまち船場、これを国内外に情報発信していきたいと思っております。

それからハード面、これにつきましては、先ほど地区計画にもございましたように、建物の中で、この本町のにぎわい拠点から周辺に行くような動線づくりをしていくとともに、さらに屋内公共空間を通じたにぎわいづくり、さらに先生ご指摘ありましたように、すぐこの本町の南側には船場センタービルがございます。これは上に阪神高速が走っておりまして、その下には大阪市あるいはその関連する区分所有の方がいら

っしやるビルがございます。

このビルも、色々と老朽化してきており、また空き店舗も目立ってきております。私ども、まず手始めに、御堂筋に面します船場センタービルの10号館、ここの地下1階、1階の空き店舗対策について、ここを管理しております大阪市開発公社と一緒に なりまして、この活性化を考えていきたいと思っております。

さらに、この仕上げといたしましては、私どもこの4年前に大阪市都市再生本部が生まれました。そして、昨年5月からは都市再生・プロモーション本部と名前が変わって活動してきております。私どもの方では、その都市再生プロジェクト担当部長、担当課長がおりまして、こういった大阪の都市再生を担っていくようなまちづくりを商品化してPRしていく、あるいはその活性化を担っていく、そういったそのラインがございます。そのラインでもって、この辺の船場のまちづくり、きっちりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○増田委員 ちょっと2点ないし3点をお聞きしたいんですけども、一つは、今、景観協議会が設立されたところで、まだその議論はどうなってるかわからないのかもしれませんが、淀屋橋と本町の交差点をノードとして見たときに、その中間のエリアですね。淀屋橋から本町に至る中間のエリアについては、今現在まちなみ誘導で50メートルという軒高規制がかかってますけれども、その景観協議会なんかでは、その中間エリアについての50メートルを堅持するような方向性みたいなものが論議されてるのかどうかということの一つをお聞きしたいというのが1点目でございます。

もう1点目は、御堂筋の景観的価値というのは銀杏並木だと思うんですけども、銀杏並木も1本ずつ銀杏を見ると、何も日本に誇る木ではないんですね。それで、これ4列植栽があるから日本で一番有名な銀杏並木というふうになってて、やっぱり御堂筋の景観を支えていくときに、先ほど角野委員からも出てましたけれども、その公共空間と一体的に、どうその景観を担保していくかということが非常に大事なものですから、その辺、協議会の中でも公共空間の管理者とのそういう意識がきっちりと共有できてるのかどうかというのが2点目でございます。

3点目は、先ほど少し角野委員からも出てましたけれども、地区施設としての公共的広場というものが、本当にどういう人を想定して、どんな形で市民なり一般の方々がどういう形で利用できるのかという利用の仕組みを作らないと、多分1階の広場は活性化しなくて空間を置いとくだけでは活性化しないと思うんですね。その辺の利用

の仕組みに関してはどんな形で担保されるのか。これ、何回か同じような質問が出てくるかもしれないんですけども、以上３点について少し。

○説明者（坊農） 計画調整局開発企画部都市デザイン課長の坊農でございます。よろしくお願いいたします。

先程ご指摘いただきました１点目の御堂筋の協議会の件についてでございますが、御堂筋地区景観協議会は昨年末に創設・設置をいたしました。メンバーにつきましては、御堂筋のまちなみ要綱の中に入っておられます地権者の方々すべてを対象にしまして、その方々プラス、あと学識の先生方を３名お入りいただきまして、あと御堂筋まちづくりネットワークということで、地元の沿道でのまちづくりをこれまでやってきてる地権者の集まりがございますので、そこをオブザーバーという形にして協議会を構成しております。

また、先程３点目にご指摘ございましたが、御堂筋は国道でございますので、道路管理者として大阪国道事務所もその御堂筋地区景観協議会のメンバーとしてお入りをいただいております。

それで、検討しております想定項目として、協議会の中でご説明を差し上げているものは、現行の御堂筋のまちなみ要綱を基本にしながら、御堂筋のまちなみ景観を適切に誘導し得るような形での法的な仕組みづくりの確立というのをベースにしながら議論をしていきたいというふうに考えてございまして、検討項目といたしましては、特にその今回のところの間にある部分のところにつきましては御堂筋沿道建築物の壁面の位置及び高さなど形態を含めての議論がございます。また、軒からの後退部分の高さのあり方についても、その部分についてはどういう形でいくのかということについても議論をしていきたい形態の一つでございます。

また、建物の意匠、それから低層部におけるにぎわいのあり方、にぎわい空間のつくり方といったものにつきましても、今回のものがもし通りましたら、そのところを、また真ん中のところにも、どういう形でともににぎわいを出していくのかというふうなことも議論をしていきたいというふうに考えてございます。

最後、できますれば、それがまとまってきましたら、景観地区など法に基づくルール化の方へと要綱の方から移りたいという思いを持って協議会の方で議論をできないかという形で提案をさせていただいております。２回これまで内容について議論を始めたところでございます。

それから、２点目の銀杏並木で管理者との連携につきましては、この景観協議会の中に、道路管理者の大阪国道事務所も入っていただいておりますので、当然これまでその道路空間としての銀杏並木のあり方も含めまして議論をしていきながら、にぎわいも含めてどういう活用をするのが御堂筋の景観にとって、にぎわいも含めまちなみの雰囲気作りですとか、そういったものも議論していきたいということで考えてございます。

最後に、施設との公的広場の仕組み作りにつきましても、先ほど申し上げましたように、今回の案件が通りますれば、その中のにぎわいを今後どういう形で御堂筋全体としてのにぎわいの中で活用できるのかといったことについて沿道全体としてそのにぎわいを増やしていく影響、波及効果を増やしていくと。

特に、沿道の地権者の方々は御堂筋に面した地権者の方々だけではなくて、東西、その御堂筋の一つ東側の道路、西側の道路に面しておられる地権者の方々もおられます。そういった方々のご意見も伺いながら、御堂筋地区として、フロントの御堂筋だけではなくて船場の方へのにぎわいの波及のさせ方等も含めて議論をしていきたいというふうに考えてございます。

○村橋会長　ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○鳴海委員　先程の私の二つ目の質問にちゃんと答えてないと思うので、もう一度申し上げます。この本町地区の四つの街区で、とりわけこの都市再生特別地区の変更になったこの地区について、まちなみに調和したとか、あるいは商業・文化の創造、にぎわいの創出に貢献するような、そういう機能とデザインを屋内的広場空間に導入しますとか、色々誘導とか導入とか調和とか連携と書いてあるんですけど、一体それは市としてどなたというか、どういう組織がそれに対応して、これを適切に誘導していくんでしょうかと、そういうことです。

○幹事（北村）　計画部長の北村でございます。

先程来、各委員の先生方からご質問あった点の共通の部分かと思えますけども、今回都市計画としてこれをお決めいただいた後、その担保性といいますか、その利用勝手の問題も含めまして、だれがどういうふうに指導していくんかということの点だと思っております。

私ども、先程来答弁させていただきますように、計画調整局として都市計画というセクションもございますし、都市デザイン課というセクションもございます。それ以

外に、私どもの局以外にも、今現在では住宅局でございますけれども、建築指導というセクションもございます。ある意味でいえば、そういった各セクションの総和としての指導ということになってまいりと思いますけれども、ただ、そうは言いつつも、そういうセクションが多種あることによります漏れの部分が出てまいると、これまた困ったことになってまいります。

そういう意味で、私ども、先程来ご説明している中での景観法に基づく景観協議会での議論を踏まえながら、できますれば、その議論を一つ集約させた形で、今回は地区計画と都市再生特別地区ということでご提案させていただいておりますけれども、景観法と都市計画法の関連の中で、景観地区、地域地区の一種としての景観地区というのもございます。そういった手法とかをあわせながら、当然こういったことの公共空間の担保性というのを高めてまいりたいと思っております。

そういった意味で言いますと、計画調整局の中で今景観協議会を所管いたしております都市デザイン課の方で、そういったセッティングをしながらやっていくことになろうかなというふうに思っております。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見ございませんようでしたら、お諮りしたいと思います。

二つ議案がありますので、順にお諮りしたいと思います。

まず、議第113号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 異議ありということでございますので、採決とさせていただきたいと思えます。議第113号議案を原案どおり可決することについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○村橋会長 はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議第113号議案は原案どおり可決されました。

次に、議第114号議案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 異議ありということでございますので、お諮りいたします。議第114号議案を原案どおり可決することについて、沢田委員を含め賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○村橋会長 はい、ありがとうございます。挙手多数でございますので、議第114号議案は原案どおり可決されました。

沢田委員、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、議第115号議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（北村） それでは、議第115号「大阪都市計画地区計画の決定について」ご説明申し上げます。

表紙に議第115号と記載されております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

本市では、地域固有の歴史的なまちなみが数多く存在しており、これらを保全・活用し、地域住民と協力しながら魅力あるまちづくりを推進する施策の一つとして、「大阪市H O P Eゾーン事業」を推進しているところでございます。

このH O P Eゾーン事業におきましては、住民のまちなみに対する意識の向上を図る勉強会などの啓発活動への支援や建築物等の新築、改修等に際して、修景基準に適合すれば工事費の一部を補助する「まちなみ修景」などを実施しており、現在3地区を指定し取り組んでございます。

今回、お諮りをいたします平野郷地区につきましては、平成11年から地域の方々と連携して「大阪市H O P Eゾーン事業」を実施している地区で、議案書7ページの「位置図」及び9ページから10ページの「説明図」で詳細な位置をお示しをいたしております。この地区は平野区の中央部に位置し、古代からひらけ、中世に形成された環濠集落の面影を伝える町割りや歴史的・文化的雰囲気伝える町家や社寺など豊富な景観上の資源を残しており、古くからまちづくりに対する活動や関心が高い地域でございます。

近年、景気の回復などにより、当地区におきましても建築活動が活発化する中、地域の方々による地区計画策定の機運が高まってきましたことを踏まえまして、長年にわたり地域の方々の活動によって守り継がれてきた平野郷の歴史的・文化的なまちなみを今後も積極的に守り育てていくため地区計画を策定するものでございます。

議案書3ページの「計画書」をご覧ください。

今回、定めようとしております「地区計画の名称」は「平野郷地区地区計画」でございまして、「面積」は約81.9ヘクタールでございます。

「地区計画の目標」は、環濠集落の面影を伝える歴史的・文化的なまちなみを継承するとともに、これらの地域特性を生かして、活力と魅力にあふれた良好な市街地環境の創出を図ることといたしております。

目標の実現に向けて定めます「土地利用の方針」、「建築物等の整備方針」及び「地区整備計画」につきましては双方に関連いたしますので、あわせてご説明申し上げます。

議案書は9ページから10ページの「説明図」にお示しをしておりますように、A地区では歴史的・文化的資源の集積を生かして、またB地区では駅周辺及び地区外周部の幹線道路沿道という立地特性を生かして、それぞれ多様な機能が複合した魅力的な市街地の形成を図ることといたしております。

また、議案書4ページの「建築物の用途の制限」では、A地区及びB地区において、パチンコ店、マージャン店及び性風俗店などを禁止し、それぞれ良好な市街地環境を確保しようとするものでございます。

また、「建築物の高さの最高限度」につきましては、A地区のみに定めるものでございまして、平野郷にふさわしいまちなみの形成を図るため、建築物の高さの最高限度は22メートル以下とし、かつ地階を除く階数が7以下とするものです。

都市計画案の説明につきましては以上でございますが、昨年12月28日から本年1月18日まで都市計画案の縦覧を行いましたところ、別冊としてお手元にお配りしております意見書の要旨にございまして、意見書の提出が同じ内容のもので39通、合計108名の方々からございましたので、その要旨と本市の見解を述べさせていただきます。

ご意見の要旨は、『平野郷地区は、豊富な歴史的資源等が残る地域で、以前から住民主体で様々なまちづくり活動に取り組んできており、また、このまちなみを守るため、地域として勉強会や検討を重ねてきた。今回の地区計画案は、地域が守り、つくってきた平野郷のまちなみを継承し、歴史的な町にふさわしい良好な市街地環境を備えたものとなるために必要な内容であり、案のとおり平野郷地区地区計画の決定手続を進めるよう要望する。』というものでございます。

これらのご意見に対する本市の見解でございますが、先程の計画案のご説明で申し上げましたように当地区ではH O P Eゾーン事業を通じてまちなみの修景等が進められてきており、今回歴史的なまちなみを継承していくという地域におけるまちづくり

の機運の高まりを踏まえまして、本市といたしましても長年にわたり地域の方々の活動によって守り継がれてきた平野郷の歴史的・文化的なまちなみを今後も積極的に守り育てていくという立場から地区計画を策定しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、議第115号議案につきまして、ご意見、ご質問をお伺いします。

○稲森委員 地元の問題でございます。私も、この協議会の方々ともずっとお付き合いさせていただいておりましたので、一言だけ賛成の立場からご意見申し上げたいと思います。

H O P Eゾーン協議会がつくられた平成11年ですか、7年半なんですけども、この平野郷は「祭りちょうちんが似合うまちなみ」と、こういうスローガンでまちづくりをずっと進めてこられたわけです。それで計画消防委員会ですか、都市再生委員会でしょうか、見学にも行きまして、なかなかいい成果が上がって、いろんなお店ができたり、修景で最近は見学者が増えるということで間違いなく成果が上がっております。

それで、今回こういう形で地区計画を提案されたきっかけとなっておりますのは、そこに、そこが商業地域だったもので、すごい12階建て、36メートルぐらいのマンションが突然建ち出したんです。周辺は神社・仏閣がたくさんあるところで、地元の方が大反対されたんですけれども、残念ながらこれは全く規制、建築基準法上何ら文句ないんじゃないかということで建ってしまったわけですね。

せっかくこういうH O P Eゾーンをやりながら、こういう形で本当に挫折感を感じておられて、そこから地区計画があるじゃないかということで勉強なさって、今回こういう形で、22メートルといいますと大念仏寺の伽藍の高さがその高さなんですけども、ここで意見書に書いておられますように案のとおり手続を進めていただきたい、これは地元の方のご意見なんですけど、私、1点だけ、2点ですか、問題点を指摘したいと思うんですけども。

今回この地区計画の中で、A地区、B地区ということで2つに分けておられます。確かに土地利用ということで、全く幹線道路上とか駅前のそういうところは当然一定程度の規制を緩めるというのは当然なんですけども、問題はこの上の北の方の杭全神社に隣接した西側に、実はこれ紡績会社の跡にマンションが今現在建っておりまして、13階建てですかね。この前、この杭全神社の宮司さんとたまたまお話する機会があっ

たときに、これは昭和30年代に建ったんですけれども、最近この神社の森の木が原因不明で枯れていくということがありまして、ちょっとその生物学者と相談したところ、やはりこれは環境の変化ですよということで言われて、かなり心配なさっていたんですよ。

だから、今回B地区ということで、今後改築する場合、ここは従前の高さは保障するような、そういうような提案になっているんですけど、ぜひそういったことも勘案して、この地区においては西日についても森に入るような指導というか、そういうことをぜひしていただきたいなということと、それともう一つは、用途地域が、ここは商業地域とか現状の利用状況とかなり違ってきておりますので、現状にふさわしい、例えば商業地域じゃなしに近隣商業地域に変えるとか、そういう今ここの計画に言われております将来のまちづくりにふさわしいような用途地域に、よりの確な用途地域に変更を今後していただくと、これをお願いしておきたいと思うんです。

そうでなければ、また今申し上げました問題点が再発する可能性がありますので、このことだけ申し上げたいと思います。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○新田委員 私も地元の問題でございますんで、お願いをしておきたいなと思っております。HOPEゾーン事業、補助事業でございます。これからも末永く補助支援事業にさせていただきますように、途中で、もう地域の方に任すというようなことのないようにひとつ、まだ始まったところでございますんで、まだ我々数多い成功事例を見せていただき、数は少のうございますんで、まちなみがそろそろということまでやっていただくように、末永い補助支援をお願いしておきたいと思っております。そのことだけ。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ないようでございますので、お諮りいたします。それでは、議第115号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第116号議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(北村) それでは、議第116号の「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について」ご説明を申し上げます。

お手元の表紙に、議第116号と記載いたしております議案書及び前にございますスクリーンをご覧ください。

本案件は、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置につきまして、処理能力に応じまして、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である大阪市長が大阪市都市計画審議会の議を経て許可しようとするものでございます。このため、都市計画の案件ではございませんが、本審議会に付議をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の5ページの「位置図」及び7ページの「説明図」をご覧ください。

本案件は、民間事業者が大正区南恩加島七丁目に位置する3,303.58平方メートルの敷地内に、がれき類の破砕施設を設けようとするものでございます。破砕施設の処理能力は1日当たり400トンと計画されております。当該施設につきましては、民間事業者が敷地内に設置しようとする破砕施設において、建設工事現場で発生するコンクリートの破片及びアスファルト・コンクリートの破片を破砕し、粒度調整を行い、道路路盤材などの再生品として利用することにより、リサイクルを推進する事業でございます。

この破砕作業につきましては、建物内にて行い、集じん機を設置するとともに、建物外の製品置き場についても散水栓による散水や防じんネットを設置し、周辺地域への粉じんの発生を抑制することといたしております。また、ダンプからがれき類をおろす際には床面に緩衝材を敷くなど騒音・振動対策も講じております。

当該敷地につきましては、用途地域は工業専用地域に指定されておまして、臨港地区内の工業港区でもございます。敷地周辺の土地利用は主として工場、倉庫などで、近傍に学校や病院などの施設はございません。

なお、事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき生活環境影響調査を行っており、大気汚染、騒音及び振動のいずれの項目におきましても環境保全目標を満足できるという結果が出ております。

また、平成17年の7月より周辺の住民などに対して説明を行っており、平成18年11月には環境保全協定書が結ばれるなど、この計画内容につきまして理解が得られております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 はい。ただ今幹事から説明のありました議案につきましてご意見、ご質問を承ります。いかがでしょうか。

○石川委員 共産党の石川口爾でございます。

ちょっと今のご説明で大事なことが抜け落ちてるんじゃないかと思います。一、二、まず確かめておきたいですが、2003年の6月に、産業廃棄物企業団地建設反対という署名運動が行われて、大阪市長さんと環境事業局長さんに抗議と陳情がやられた。これ、何人分の連署、何筆だったんでしょうか。

○説明者（堀） 環境事業局産業廃棄物規制担当課長、堀と申します。

地元からの要望なんですけども、約1万6,000名の署名をいただいております。

○石川委員 陳情の趣旨च्छूूのは非常に明確なんです。ここで、この文書に署名を、つまり連署の欄をくっつけて持ってこられたと考えられます。この中には、「悪臭とか振動とか騒音などが予想される。住みよい環境のよい我が町、南恩加島というそういう運動に取り組んでいる私たち住民は憤りでいっぱいです。」と書いてあるんです。そして署名を呼びかけてるんです。

この呼びかけ文の中では、地元住民の数を2,800世帯と書いてあるんです。1人、1世帯3人としても、この2,800世帯でいきますと8,400人にしかありませんし、そうすると署名数は2倍を超えてるんです。1世帯4人としても1万1,200人ですから、相当に強い大きな反対の声があったということが類推されます。ところが、当局の事前の説明によりますと地元は納得したと、今ご報告があったとおり協定を結んだと。

確かに協定も見せてもらいました。これが現物だと思います。当局からいただきました。しかし、正直言って私は理解に苦しみます。住民が反対して、心配していたなみはや企業団地というこの問題の場所、今案件として出されていますそこは、なみはや企業団地の一部になるんです。

そこへ、現場へ行きましたら、現場のことをご存じの方はもうご承知でしょうが、この議116号というこのパンフレットの7ページに書いてある真ん中の位置、赤い部分が今我々が審議をしている場所ですが、その右隣に、問題になっています面積の3倍はあろうかと思うような大きな産業廃棄物の施設が今建設中なんです。これは、大阪リサイクルセンターという仮称でして、株式会社ダイセキ環境ソリューションという会社が関西にリサイクルセンターを初めてつくるという事業計画で今建設が進んでるというわけです。ですから本案件に隣接してるわけです。

それで、このセンターは、汚泥とか燃え殻とか鉍滓などの産業廃棄物の中間処理や収集・運搬などをやるということらしいんですが、特別管理産業廃棄物については扱わないので、本案件のように敷地の位置の許可申請が要らないということのようです。

それで、今回の案件について位置の確認が了承されると、2,800世帯の皆さんが心配し、抗議をしてきた産業廃棄物の処理工場が新たに2つ増えるんです。そう考えたら、この1万6,000という、に近い皆さんの訴えをどう納得させたのかというのは、本当に理解に苦しむんです。

もともとこういった環境保全協定書などというものを事業主に求めているはずですが、それを結んでここまで来たというその経過、そして、この協定書をどう評価してるのか。協定書に問題があるとすればどういう点なのか、どういう認識でしょうか。

○説明者（堀） 環境事業局産業廃棄物規制担当課長、堀と申します。

今、先生ご指摘の協定書というのは、事業者並びに住民との間で交わされたものでございまして、我々としては、内容についてはお聞きをしておりますが、それぞれ独自の活動だというふうに認識しております。それぞれ我々は条例に基づく周辺住民への十分な説明というのは、条例上規定しておりまして、そういう説明会を数回を実施したと。そのうち事業者と関係住民の皆さんとの間で協定書が交わされたというふうに考えております。

○石川委員 この事業者と地元の人たちの間で交わされた協定書は、最後に事業主である株式会社翔慶というこの会社名と代表者の判子ですね。それと甲乙に分かれます乙が事業主です、甲は地元です。それで、南恩加島社会福祉協議会の会長さんのお名前と産廃建設反対委員会という委員会の委員長代表者のお名前と判子が押してあるという、こういうものなんです。

中身は、当局は知らないというわけにいきません。先ほど説明の中で、この議案書には書いていない中身まで踏み込んだお話をなさいました。例えば、ダンプを敷地内に入れて建物の中でダンピングすると、落とすと。そのときに地上に強い衝撃とか振動とかいうものを与えないように緩衝材といいましょうか、緩衝帯というんでしょうか、そういう仕掛けを、装置を、そういう仕組みをこの事業主は取り入れることにしてるんだというご丁寧な説明がありましたが、もともと粉じんでありますとか、いわゆる浮遊粒子状物質でありますとか、大気の大正区全体の状況は余り感心したものじゃないというのは、もう先刻ご承知のとおりです。

この産業廃棄物の処理施設が今回問題になる以前に、今申しました大阪リサイクルセンターの事業が住民に説明をされて、それで資料が説明会で配られて、私どもの手元にあるわけですが、この説明会は、もうご覧になったらわかるとおり、かなり自分ところのやろうとしてることを住民に、地元の人にわかってもらいたいという、そういう気持ちというんでしょうか、そういうものがわかる内容になっていると思います。

今回のこの議案書に示されたもの、あるいはこの協定の中に書かれているもの、それに付属している幾つかの書類、これを見ましても結構毛だらけの内容というふうにしか見えないんです。しかし、ご承知のとおり、いずれもリサイクルセンターであっても、今回の翔慶さんというこの事業主であっても営業が目的なんですから、ですから法律とか条例とか何らかの規制をしっかりと加えておきませんと次々この協定が破られたり、書いてないことは当たり前のように、いわば住民の健康とか、あるいは環境保全とかそういう強い願いや、住みやすい快適なまちにしたいという、その皆さんの願いとかけ離れたことを、違法、不法といいたいしょうか、法に定めがないので、そう言われなくても不当なことと言いたいしょうか、そんなことが起こりかねないと思います。

そういうことをやらせないように何らかの担保がどうしても必要だと思うんです。そのことは、今回私たちがしっかり大阪市としてその指導をちゃんとやりますという、そういう約束あるいは明確な見解表明、立場の表明、そういったものがなかったらいかんのではないのでしょうか。まず大阪の大正区の問題になっていますこの場所に最も近い、いわゆる大気汚染の状況測定局がございまして、この大正区の場合は、平尾小学校というのが測定局の1つになっていて、SPM、いわゆる浮遊粒子状物質の基準を適合しているのかどうか、こういう評価表が環境白書に出てきます。

で、長期的な評価で、大阪市内の測定局の中で平尾小学校だけが不適合になってるんですよ。こういうところに、また新たに産業廃棄物の工場が出てくると、こういうことについて不安を持っているのは当然ですし、これは、これ以上悪化させてはならんという認識で指導に当たってもらうのが本来の姿だと思いますが、見解表明と決意を伺っておきたい。

○説明者（堀） 環境事業局、堀でございます。

まず1点目、地元説明資料の件をご指摘いただいておりますが、翔慶が地元説明を行った際にも詳細な資料に基づいて説明は行っております。

それから２点目、大正区に新たなこういう施設ができるということで、当然我々としても、これから処理施設の許可後、建設を開始、その後完成検査、そこでは実際に機械を動かしまして環境測定を実施させる、それから、ほかの処理施設もそうなのですが、定期的に解析調査を行い、処理実績、確認であるとか処理能力以上の業務をやっていないかとか、そういう帳簿類とか産業廃棄物の管理表、いわゆるマニフェストというものもチェックしながら定期的に監視を行い、そういう環境保全上支障のないような事業をやるように厳しく指導をやっていくということでお答えさせていただきます。

○石川委員　今のお話では私は納得できません。それから、地元の人には当事者、事業者が丁寧に説明をしてると、詳細な資料も渡してると、こうおっしゃるんだけど、私が事前に理事者の皆さんに資料を請求しましても、出されてきたのは、この先ほど示しました大阪リサイクルセンターですね、これに関する資料よりも少ない情報量しか私に提供しなかったんですよ、あなた方は。これは不誠実な態度だと思います。

それで事業主、事業が動き始めましたら、いわゆる必要であれば観測もするし、指導もするし、それから定期・不定期に、まあ言ったら指導にも査察にも入りますと、こういう感じの説明を今なさったんですが、この施設ができて空気がきれいになるわけじゃないんですよ。トラックが少なくとも、このわずかの資料でもおわかりのとおり140台、大運橋の交差点、ここを通ることになるんです。

それ以外に、この周辺にはまだ似たような産業廃棄物処理の施設、工場があります。私が現地へ行ってお話を聞いてましたら、大林組という会社の関連会社で、大正区で大正アスファルト混合所というのをやってはるんです。この会社は、当初から今問題になっています翔慶という会社がやろうとしている仕事とほとんど同じ中身です。コンクリート、アスファルトとかそういうものを素材として受け入れて、それで粉々にして、小さなもの4センチ以下、もっと小さなものもあるそうですが、どんな量でもどんな注文にでも応じて基礎材として提供できますと。非常に広範囲に、日本中と言ったらいいんでしょうか。西兵庫とか東条とか、あるいはこの門真とか神戸とか大正とか、全部で関西圏だけでも6つの事業展開をしてはるようなこの大林のこの大正の混合所はですよ、つくろうとしたときに、住民の説明会で、いわゆる粉じんとかSPMとかいう浮遊粒子状物質などが外に飛散する、飛び散る、そういうことを防ぐためにエアカーテンをつくりますと。

それで、地元の説明を聞いた人は、「エアカーテンで100%外へ出るのが防げるんですか。」という質問をしてるんですよ。「それは大丈夫なんです。」って言うんですね。それで「何か霧のようなものでカーテンをするんです。」と。それで「そこを通ったら、人間が通ったりトラックが通ったりしたら濡れるんですか。」という質問をした方があって、「いや、そんなもんじゃないんですよ。非常に微粒子ですので、そのエアカーテンを通り抜けても濡れたりはしないんです。しかし、浮遊粒子状物質とか粉じんはそのカーテンの外には出られないという、そういう装置をつくるんです。」と、こういう説明を地元でしたそうです。

ところが、数日前に私が現地へ伺いまして、このもらってきたパンフレット、そして少しの時間、説明を聞きましたがエアカーテンはないんです。これは説明会でみんなはつくってくれているものだと思われてたらしいね、地元の人たちは。だけど、大林さんは大きな金看板を背負っておられるので僕は約束を守ってるだろうと思って行ったんですよ。それで進んだ技術が現にこの大正で動いてるとしたら、これから先、事業展開しようとする翔慶さんにも、そういう施設をつくってもらったらどうかと、そういうことが期待されたので伺ったんです。

ところが、大林さんは「申しわけありませんが、うちはそこまでできてません。」と言うんですよ。操業が古いというか、最近の規制以前の段階だったので、当時としてはそれで合法だったんですと。「今は散水をしてやってるんですけども、ご近所の方に少なからぬ迷惑かけてると思います。」って、こうおっしゃったんですね。

そういう説明を聞いて、この大正アスファルト混合所の隣に大阪市の環境事業局、わかりやすう言うたらごみの焼却工場があるんですよ。この焼却工場は、少なくとも臭いが外に出ないように、工場の中に風が舞い込むように引っ張ってるんですね、外気を、外に出ないようにしてるんですよ。それでも多少は臭うというて地元から言われているんです。そういう装置をやっぱりするぐらいの指導をしなかったら、大正の人たちはこれ1カ所だけじゃないんですから。

自動車の台数も非常に問題になります。それで大運橋という交差点が、これはものすごい自動車の交通量が増えるということになるんです。これは、市販の住宅地図を張り合わせて私が仮につくったものです。真ん中に縦に通ってる通りは大正通りという大きな幅の広い40メートルの道路です。この道路が大運橋という交差点のところへ行きますと半分の広さになって、狭くなって、今案件として審議をしています大船橋

のたもと、ピンク色のところまで行くわけです。この黄色に塗っている細い道路は、私が現地へ行ったその日、平日の夕方ですが、そのときに既に赤い大きな矢印の大運橋というこの信号と、それから問題のピンクの工場のいわゆる企業団地の入り口にある信号と、この間わずか250メートルほどだと思いますが、ここはもう数珠つなぎになってます、今でも。

ところが、ここへ2つ工場が完成しますと隣で毎日70台、本案件で140台です。これは通ることは間違いありません。しかもこの道、大運橋から左へ折れまして真っすぐ行くと大型の家具のショッピングセンター、イケアというのが進出することになってるんです。これに関する環境影響評価準備書、これによりますと、イケアというこの家具の大型店だけで、平日でも、日曜祭日はもっとひどいんですけども、今走っている量、自動車ですね、これの上に平日で2,000台通行量が増えたと。それで、日曜祭日は最大8,000台という自動車が南下し北上されると、こういう計算になっているんです。

それで、いわゆる環境影響評価準備書という、このイケアの準備書面は膨大な調査の結果をここに書き込んで、それで大運橋の交差点は大きいから、だから交通渋滞などは2,000台増えても起こらないと書いてるんですよ。だからいいんだと言うんですよ。しかし、2,000台も増えたら大気への影響がもう絶対大きなものがあって、こういう大問題を抱えているところに、こういう新しい産業廃棄物の工場ができると。約束は守れるのかと、だれでもそういう心配しますよ。

だから、こういう時期に、今もっとしっかりした姿勢で大阪市が立ち居振る舞っていただかなかつたら大変なことになるのではないかと。このわずかな私の調査でも、ここにこれ以上大正区の人たちに犠牲、そういうものを押しつける、そういうことはあっちゃならんと、そういうふうに思いました。それで工場の中には、建物をつくりまして、ダンプカーがそのままシャッターを上げて中に入って、ダンピングして出て行くと。「出たり入ったりするときにシャッターを開けたり閉めたりするんです。」と、こういう説明なんですね。だけど、そんなことをしてくれるという保証もありません。

したがって、私たちはもっと大阪市がきちんとした指導をしてもらうということをはっきり言ってもらわなかつたら納得は得られません。営業時間にしても、それから毎日処理する設備の能力についても、先方さんが言ってはるのは、出発点は紙に書いたとおりでしょう。しかし、どういうふうに何がどうなるか、変わるかというのは、

危ないもんだというのが正直なところですよ。そういうことに立ち至っていますので、ぜひもう一度大阪市のきっぱりした姿勢、決意とか取り組みとか、この協定書を守らせるという、そのいわば担保ですよ、そういったものについて納得のできる説明が欲しいと思います。

○説明者（堀） 環境事業局、堀です。

まず、1点目の大林のエアカーテンについては、私どもとしては、そういうことを設置するというふうには把握しておりません。それで、大体年に2回から3回、定期的に立ち入りを行って、適正に処理をしてるかどうかというのは確認しております。特大大きな問題は起こってないと聞いております。

それから、さっき言っていました関連で翔慶の建屋内で破碎を行う、基本的には出入りの際以外はシャッターを閉めると、それについても不定期・定期的に立ち入りを行いまして、きちっとそういう環境保全上の措置を行っているかどうかを確認いたします。

それから、処理能力をオーバー、これ日量400トンですけども、私どもに申請なく10%以上能力アップをすれば、それが確認されれば我々としては改善命令をかけます。それでも改善命令が、改善がなされない場合には許可の取り消しと、制度的に法律上そういうふうになっておりますので、そこは厳しく対応していきたいと思います。

それから、交通量の問題でございますが、我々が廃棄物処理法に規定されております環境影響について調査をなさいと、その調査報告書を出しなさいということで、今回は翔慶の交通量が与える影響はどうやという審査しか法律上は行えません。まず全体的に増えてくるというのは、そういう今名前出されたイケアの環境影響評価なりその際、もしくは今都市環境局におきまして局地的に大気汚染なり騒音なりで環境基準を超えてるところについては、これから重点的な施策を行って問題の解消をしていくと聞いております。

以上です。

○石川委員 今までの質疑と回答で、もう賢明な皆さんはお気付きだと思いますが、今の法とか条例とかで示されている基準とか、規制の範囲とか、届け出の義務とか処罰とか、その他もろもろの今の法の体系ですね、こういうのは完全無欠ではないんですよ。それでこの数年で、もう恐らく3、4年の間に相当大きく変化してるんですよ。ですから、大林組のアスファルト混合所という、ここについてる指導を現状でいいのかどうかという問題意識、もっとしっかしってもらわなあかんと思いますわ。

でないと、向こうは先発で最初に余り大きな規制がなかったから、それで何となく惰性でそのまま来てるなんていうことは許されないと思います。指導や監督・監視の体制については、もうやっぱり住民の福祉を守るという、そういうことが先行してるというか、そういうことを重視した行政の立ち回りが必要だというふうに思います。

それぞれ環境影響評価を事業ごとにやって、影響は軽微であるとか、渋滞は起こらないとか、ご都合のいい評価書が出てきて、全体としては前進してるんじゃないんですよ、改善してるんじゃないんですよ。影響は軽微だという表現は不正確だと思うんです。悪影響は軽微なんです。悪影響は間違いないんですよ。そういう認識を持って当たってもらわなきゃならんと思います。

私は、この問題についての私の意見は、もうはっきり賛成できない、納得できないという立場ですので、会長さんはぜひ反対意見があることを配慮して、採決することで各委員の態度を明確にするようお運びいただきたい。

以上でございます。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 それではお諮りいたします。

議第116号議案につきましてご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ご異議があるようでございますので、採決いたします。

議第116号議案を原案どおり可決することにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○村橋会長 はい、ありがとうございました。挙手多数でございますので、議第116号議案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の議案の審議はすべて終了いたしました。決議いただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。

それでは、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午後6時02分

大阪市都市計画審議会委員

志 水 英 二 ⑩

大阪市都市計画審議会委員

大 内 啓 治 ⑩